



28江監第106号

平成28年5月16日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊藤 貫 造
同	小 出 功
同	若 林 しげる
同	石 川 邦 夫

平成27年度第4回定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づいて行った監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 平成 27 年度第 4 回定期監査報告書

### 第 1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

平成 25、26 及び 27 年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 小学校（14 校）

深川、臨海、越中島、元加賀、枝川、第一亀戸、香取、第二大島、大島南央、砂町、第三砂町、第五砂町、東砂、亀高

##### (2) 中学校（8 校）

深川第一、深川第三、深川第四、深川第七、第三亀戸、大島西、第三砂町、第二南砂

##### (3) 幼稚園（7 園）

元加賀、枝川、ちどり、第一亀戸、大島、もみじ、第五砂町

#### 3 監査の実施期日

平成 28 年 1 月 14 日から同年 2 月 18 日までのうち 17 日間

### 第 2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

### 第 3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事例が認められたので、今後の事務処理を改善されたい。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

また、本年度は、物品・備品管理事務を重点監査項目として監査を行った。これについても一部において適正とは言い難い事例があったので別項で意見を付す。

### 第 4 指摘事項

毒物及び劇物取締法は、急性毒性などに着目して毒物及び劇物を指定し、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としており、これら毒物及び劇物を取り扱う学校に対しては、通達等により盗難、紛失防止など保管、表示、廃棄等における遵守事項が示されている。

加えて、平成 32 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けたテロ等違法行為の未然防止のため、学校等に保管されている爆発物の原料になり得る化学物質 11 品目等の管理強化等について、警察庁からの協力依頼を受けた文部科学省の通知が新たに示されるとともに、教育庁からも平成 27 年 4 月 17 日及び 9 月 18 日付で毒物・劇物の適正な保管・管理の徹底についての通知が発出されている。これらを受け、区教育委員会においては各学校長に対し、保管・管理の徹底及び管理体制の点検強化についての周知を図っているところである。

しかしながら、こうした状況の中、今回の定期監査において、

- (1) 薬品台帳における購入年月日及び使用年月日、使用量、残量等の記載内容が不十分である事例
- (2) 薬品台帳の定期的な照合及び点検がなされていない事例
- (3) 実際の薬品の残量と薬品台帳とが一致していない事例

が複数の学校で確認された。

毒物及び劇物の管理については、その重要性に鑑み、平成 23 年度から 25 年度の 3 年間にわたり定期監査報告書の中で監査委員意見を付し、適正な保管・管理の徹底及び実効性のある指導を強く要望してきたところであるが、区教育委員会による指導が徹底されているとは認められず、未だ適正な管理体制への取組について十分な成果をあげていないと考えざるを得ない。

区教育委員会におかれては、こうした状況に真摯に向き合い、児童・生徒の安全確保等の観点から、学校における安全かつ確実な毒物及び劇物の保管・管理体制の確立に向け、より高い意識を持って指導・対策強化に取り組まれない。

## 第 5 監査委員意見

備品等の有効活用及び学校（園）での適正な備品等の管理については、平成 25 年度の定期監査報告書において、「有効活用を念頭に学校（園）間における情報交換等のシステム構築に向けた検討を行われたい」旨の監査委員意見を付しており、区教育委員会においては、不要となった児童・生徒用の机・椅子等を海外へ贈ったり、まだ使用できる備品等は有効活用先を探すなど、これまでも備品等の有効活用に努めているところである。

しかしながら、今回の監査において、使用する見込みがないと思われる備品等が廃棄されずに保管され、相談室や倉庫、通路等を占有している事例が確認された。

学校（園）施設のスペースには限りがあり、園児・児童・生徒が安心して学校（園）生活を送ることができる環境を整備するためには、日頃から備品等の整理整頓に努めることはもちろん、不要備品等となった場合は他の学校（園）での有効活用を図ったり、適切な時期に確実に廃棄を行うなど、長期にわたって不要備品等が保管されることのないよう、これまで以上に適正な管理への取組が必要である。

区教育委員会におかれては、こうした状況を踏まえ、これまでの備品等の有効活用への取組に加えて、不要となった備品等が長期にわたって保管されることのないよう、学校（園）における備品等の適正な管理に向けた更なる支援体制の検討を要望する。